

盛岡市社会教育委員会会議開催のお知らせ

令和7年度第1回盛岡市社会教育委員会会議を次のとおり開催します。

令和7年5月1日

盛岡市社会教育委員会会議

1 開催日時

令和7年6月3日（火）午後2時30分から

2 開催場所

都南分庁舎 4階 大会議室（盛岡市津志田14地割37番地2）

3 議題

- (1) 社会教育・文化財行政の令和6年度事業報告について
- (2) 市民協働推進センターの令和6年度事業報告について
- (3) 社会教育・文化財行政の令和7年度事業実施計画の概要について
- (4) 社会教育関係団体への令和7年度補助金交付について
- (5) 社会教育・文化財行政への提言
- (6) その他

4 傍聴定員

10名

5 傍聴の可否及び手続

- (1) この会議は、傍聴することができます。
- (2) 傍聴を希望する方は、当日会場で受付を行いますので、午後2時20分までに会場においでください。開会時刻以降は、入室できない場合があります。

受付時間 午後2時から午後2時20分

- (3) 傍聴を希望する方が多い場合は、先着順により傍聴者を決定します。

6 問い合わせ先

盛岡市教育委員会事務局 生涯学習課 社会教育係

電話 019-639-9046（直通） 019-651-4110（内線7342）

盛岡市社会教育委員会会議傍聴要領

盛岡市社会教育委員会会議

1 傍聴する場合の手続

- (1) 会議の傍聴を希望する方は、会議の開会予定時刻までに、会場受付で氏名及び住所を記入し、社会教育委員会会議の議長の許可を得た上で、事務局の指示に従って会議の会場に入室してください。
- (2) 傍聴の受付は、先着順で行い、定員になり次第受付を終了します。
- (3) 会議予定時刻を過ぎた場合は、入室できません。

2 会議の秩序の維持

- (1) 傍聴者は、会議を傍聴するに当たっては、係員の指示に従ってください。
- (2) 傍聴者が会議の傍聴に際し守っていただく事項に違反したときは、注意し、なお、これに従わないときは、退場していただくことがあります。

3 会議を傍聴する場合に守っていただく事項

傍聴者は、会議を傍聴する際は、次の事項を守ってください。

- (1) 会議の開催中は、静かに傍聴し、拍手その他の方法により、発言に対し公然と意見を表明しないでください。
- (2) 騒ぎ立てるなどして、議事の進行を妨げないでください。
- (3) 会場において、飲食又は喫煙しないでください。
- (4) 許可を得ないで、会場において、写真撮影、録画、録音等を行わないでください。
- (5) その他会場の秩序を乱し、会議の妨げとなる行為を行わないでください。